

雇用保険新規加入必要書類

一元適用

1. 労働保険関係成立届（事業主控）

*労働基準監督署に労働保険保険料申告書とともに提出し、労働保険番号を付与されたもの。

横浜市金沢区…横浜南労働基準監督署

横浜市中区北中通5-57横浜第2合同庁舎9階 Tel045-211-7376

横須賀市・逗子市・葉山町…横須賀労働基準監督署

横須賀市新港町1-8横須賀合同庁舎5階 Tel046-823-0858

2. 雇用保険適用事業所設置届

*記載欄が表裏にあります。（裏面の地図は、別紙でも可）

添付書類

○法人事業

登記事項証明書（3ヶ月以内・コピー可）

事業所所在地が法人登記と異なる場合は所在地確認書類（コピー可）

[不動産賃貸借契約書、不動産登記事項証明書、公共料金領収書 等]

事業実態確認書類（コピー可）

[営業許可証、税務関係書類、事業取引の契約書、他社からの請求書及び領収書及び納品書
等いずれか一つ]

○個人事業

事業主の住民票（3ヶ月以内）または運転免許証のコピー

事業所所在地が自宅と異なる場合は所在地確認書類（コピー可）

[不動産賃貸借契約書、不動産登記事項証明書、公共料金領収書 等]

事業実態確認書類【事業主名・屋号・事業内容が確認できるもの】（コピー可）

[営業許可書、税務関係書類（開設届等）、事業取引の契約書、他社からの請求書及び領収書
及び納品書 等]

○6ヶ月以上遡及設置の場合

事業に関する納税証明書（コピーでも可）

3. 雇用保険被保険者資格取得届 2016.1.1 から個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりました。

添付書類

雇用保険被保険者番号が分からない場合、職歴のわかる履歴書等

取得日の在籍確認ができる賃金台帳又は給与明細、出勤簿又はタイムカード、労働者名簿のいずれか（コピー）

6ヶ月以上遡及加入：遅延理由書・全期間の賃金台帳又は給与明細及び出勤簿又はタイムカード（コピー）

※兼務役員・事業主と同居の親族・在宅勤務者については、取得届と一緒に実態証明書および2~3ヶ月分の実態確認書類を提出する必要があります。

☆宛名記入済返信用封筒を同封して頂ければ、郵送での手続きも可能です。（記入漏れ、不足書類のないようご注意ください。）

ハローワーク横浜南 雇用保険課 適用係
〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6
Tel 045-788-8609 (21#) Fax 045-782-9087